



宮 崎 県 公 報

平成29年 3 月31日（金曜日）号外 第 25 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………（建築住宅課） 1	頁
告 示	

○宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示……………（管理課） 21	
人事委員会規則	
○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則……………22	
県議会告示	
○宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示……………23	

規 則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第26号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成28年宮崎県規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）登録建築物調査機関 エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3）技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準又は建築物が法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準（次号において「基準」という。）に適合するかどうかを確認するために、登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう。</p> <p>（4）技術的審査適合証 基準に適合していることを証明するものとして登録建築物調査機関又は登録住宅性能評価機関が発行する書類をいう。</p> <p>（認定申請書に添付する図書）</p> <p>第3条 省令第1条第1項又は省令第7条第1項に規定する知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）技術的審査を受けた場合においては、技術的審査適合証</p> <p>（2） [略]</p>	<p>（定義）</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）登録建築物エネルギー消費性能判定機関 法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。</p> <p>（2） [略]</p> <p>（3）技術的審査 建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号（法第31条第2項において準用する場合を含む。）に掲げる基準又は建築物が法第36条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能基準（次号において「基準」という。）に適合するかどうかを確認するために、登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が行う審査をいう。</p> <p>（4）技術的審査適合証 基準に適合していることを証明するものとして登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は登録住宅性能評価機関が発行する書類をいう。</p> <p>（知事が定める図書）</p> <p>第3条 省令第12条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p> <p>（1）付近見取図、配置図、立面図並びに建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算表及びその根拠を示す資料</p> <p>（2） [略]</p> <p>2 省令第12条第3項の知事が不要と認める図書は、次に掲げるものとする。</p>

(1) 技術的審査適合証を提出する場合にあっては、建築物エネルギー消費性能基準の適用に当たって使用した計算表及びその根拠を示す資料

(2) その他知事が不要と認める図書

3 省令第23条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 技術的審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証

(2) その他知事が必要と認める図書

4 省令第30条第1項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 技術的審査を受けた場合にあっては、技術的審査適合証

(2) 法第12条第1項若しくは第2項又は法第13条第2項若しくは第3項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けた場合にあっては、適合判定通知書の写し及び建築基準法(昭和25年法律第201号)第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し

(3) 法第30条第1項の認定を受けた場合にあっては、省令第25条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し

(4) 都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第54条第1項の認定を受けた場合にあっては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則(平成24年国土交通省令第86号)第43条第2項の通知書の写し及び建築基準法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証の写し

(5) その他知事が必要と認める図書

(認定しない旨の通知)

(認定しない旨の通知)

第4条 [略]

第4条 [略]

(建築物エネルギー消費性能確保計画に係る軽微な変更)

第4条の2 建築基準法第7条第5項又は第18条第18項の検査済証の交付を受けようとする建築主は、省令第3条(省令第7条第2項において読み替えて準用する場合を含む。)の軽微な変更をしようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書(別記様式第1号の2)に変更部分を記載した図書を添えて知事に提出しなければならない。ただし、当該変更に関して省令第11条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けたときは、この限りでない。

2 建築主は、省令第11条の知事による軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けようとするときは、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付申請書(別記様式第1号の3)に、次に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 省令第1条第1項の表に規定する図書

(2) 当該変更に係る直前の建築物エネルギー消費性能適合性判定に要した書類(変更に係る部分に限る。)

3 省令第11条の規定による証明は、建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書(別記様式第1号の4)により行うものとする。

(認定に係る軽微な変更)

(軽微な変更の届出)

第5条 認定建築主は、省令第4条に規定する軽微な変更をしようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書(別記様式第2号)に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、第7条の規定による報告をした後においては、この限りでない。

第5条 認定建築主は、省令第26条の軽微な変更をしようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微な変更届出書(別記様式第2号)に変更部分を記載した図書を添えて知事に届け出なければならない。ただし、当該変更に関して省令第29条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を受けた後又は第7条の規定による報告をした後においては、この限りでない。

(状況の報告)

第 6 条 認定建築主又は法第36条第 2 項の認定を受けた者は、法第32条又は法第38条第 1 項の規定により報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（認定エネルギー消費性能基準適合建築物）状況報告書（別記様式第 3 号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

(完了の報告)

第 7 条 [略]

(取りやめの申出)

第 9 条 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第 6 号）に当該取りやめに係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（変更の認定を受けた者にとっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添えて知事に申し出るものとする。

(認定取消通知書)

第10条 [略]

(申請の取下げ)

第11条 法第29条第 1 項又は法第36条第 2 項の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

い。

2 認定建築主は、省令第29条の軽微な変更~~に該当していることを証する書面の交付を受けようとするときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書交付申請書（別記様式第 2 号の 2）~~を知事に提出しなければならない。

3 省令第29条の規定による証明は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書（別記様式第 2 号の 3）により行うものとする。

(状況の報告)

第 6 条 建築主等は、法第17条第 1 項又は法第21条第 1 項の規定により報告を求められたときは、建築物エネルギー消費性能基準適合状況報告書（別記様式第 2 号の 4）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

2 認定建築主又は法第36条第 2 項の認定を受けた者は、法第32条又は法第38条第 1 項の規定により報告を求められたときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画（認定エネルギー消費性能基準適合建築物）状況報告書（別記様式第 3 号）に報告内容を説明するための図書を添えて知事に報告しなければならない。

(完了の報告)

第 7 条 [略]

（是正に関する命令書）

第 7 条の 2 法第14条第 1 項の規定による命令は、是正に関する命令書（別記様式第 4 号の 2）により行うものとする。

（措置に関する命令書）

第 7 条の 3 法第16条第 2 項及び法第19条第 3 項の規定による命令は、措置に関する命令書（別記様式第 4 号の 3）により行うものとする。

(取りやめの申出)

第 9 条 建築主は、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく建築物の建築を取りやめるときは、建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく特定建築行為を取りやめる旨の申出書（別記様式第 5 号の 2）に当該取りやめに係る適合判定通知書を添えて知事に申し出るものとする。

2 認定建築主は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめるときは、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に基づく建築物の新築等を取りやめる旨の申出書（別記様式第 6 号）に当該取りやめに係る建築物エネルギー消費性能向上計画認定通知書（変更の認定を受けた者にとっては、建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定通知書）を添えて知事に申し出るものとする。

(認定取消通知書)

第10条 [略]

（建築物エネルギー消費性能確保計画の取下げ）

第10条の 2 法第12条第 3 項の通知書の交付を受ける前に建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げようとする者は、建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届（別記様式第 7 号の 2）を知事に提出しなければならない。

(申請の取下げ)

第11条 法第30条第 1 項（法第31条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする者は、認定申請取下げ届（別記様式第 8 号）を知事に提出しなければならない。

別記様式第 1 号の次に次の 3 様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 4 条の 2 関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更説明書

年 月 日

宮崎県知事 殿

提出者 住所
氏名 印

電話番号

〔 法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名 〕

申請に係る建築物の建築物エネルギー消費性能確保計画について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条 (同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。) に該当する軽微な変更がありましたので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 4 条の 2 第 1 項の規定により変更の内容を提出します。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の内容
 A 省エネ性能が向上する変更
 B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更
- 5 変更の内容が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等
() 建築士 () 登録第 号
住所
氏名 印
() 建築士事務所 () 知事登録第 号
所在地
名称 印

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 提出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 提出者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 説明書の大きさは A 4 サイズとすること。

(第 2 面)

[A 省エネ性能が向上する変更]

・変更内容は、チェックに該当する事項となる

- ① 建築物高さ又は外周長の減少
- ② 外壁、屋根又は外気に接する床の面積の減少
- ③ 空調負荷の軽減となる外皮性能の変更
- ④ 設備機器の効率向上・損失低下となる変更
- ⑤ 設備機器の制御方法の効率向上・損失低下となる変更
- ⑥ エネルギーの効率的利用を図ることのできる設備の新設、増設
- その他 ()

・上記チェックについて具体的な変更の記載欄

・添付図書等

(注意) 変更内容は、該当する全てにチェックすることとし、チェックをした事項については、具体的な変更内容を記載した上で、変更内容を示す図書を添付してください。

(第 3 面)

[B 一定範囲内の省エネ性能が減少する変更]

・変更前の BEI = () < 0.9	
・変更となる設備の概要	
<input type="checkbox"/> 空気調和設備 変更内容記入欄)
(
<input type="checkbox"/> 機械換気設備 変更内容記入欄)
(
<input type="checkbox"/> 照明設備 変更内容記入欄)
(
<input type="checkbox"/> 給湯設備 変更内容記入欄)
(
<input type="checkbox"/> 太陽光発電 変更内容記入欄)
(
・添付図書等	
(Blank space for attachments)	
(注意) 変更となる設備は、該当するもの全てにチェックすることとし、チェックをした設備については、変更内容記入欄に概要を、第 3 面別紙に必要事項を記入した上で、変更内容を示す図書を添付してください。	

(第 3 面 別紙)

[空気調和設備関係]

次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 外壁の平均熱貫流率について 5% を超えない増加かつ窓の平均熱貫流率について 5% を超えない増加
外壁の平均熱貫流率について 5% を超えない増加の確認
変更内容 <input type="checkbox"/> 断熱材種類 <input type="checkbox"/> 断熱材厚み 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
窓の平均熱貫流率について 5% を超えない増加
変更内容 <input type="checkbox"/> ガラス種類 <input type="checkbox"/> ブラインドの有無 変更する方位 <input type="checkbox"/> 全方位 <input type="checkbox"/> 一部方位のみ (方位)
変更前・変更後の平均熱貫流率 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
(ろ) 熱源機器の平均効率について 10% を超えない低下
平均熱源効率 (冷房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
平均熱源効率 (暖房平均 COP)
変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均熱源効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第 3 面 別紙)

[機械換気設備関係]

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い)、(ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更

(い) 送風機の電動機出力について 10% を超えない増加

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 ()

変更内容 機器の仕様変更 台数の増減

変更前・変更後の送風機の電動機出力

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(ろ) 計算対象床面積について 5% を超えない増加 (室用途が「駐車場」「厨房」である場合のみ)

室用途 (駐車場)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

室用途 (厨房)

変更前・変更後の床面積

変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第 3 面 別紙)

〔照明設備関係〕

評価の対象になる室の用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 単位面積当たりの照明器具の消費電力について 10% を超えない増加
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %
室用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の単位面積当たりの消費電力 変更前 () 変更後 () 増加率 () %

(第 3 面 別紙)

[給湯設備関係]

評価の対象になる湯の使用用途毎につき、次に掲げる (い) に該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 給湯機器の平均効率について 10%を超えない低下
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %
湯の使用用途 () 変更内容 <input type="checkbox"/> 機器の仕様変更 <input type="checkbox"/> 台数の増減 変更前・変更後の平均効率 変更前 () 変更後 () 減少率 () %

(第 3 面 別紙)

[太陽光発電関係]

次に掲げる (い) 、 (ろ) のいずれかに該当し、これ以外については「変更なし」か「性能が向上する変更」である変更
(い) 太陽電池アレイのシステム容量について 2 % を超えない減少
変更前・変更後の太陽電池アレイのシステム容量 変更前 システム容量の合計値 () 変更後 システム容量の合計値 () 変更前・変更後のシステム容量減少率 () %
(ろ) パネル方位角について 30 度を超えない変更かつ傾斜角について 10 度を超えない変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 () 度変更
パネル番号 () パネル方位角 <input type="checkbox"/> 30 度を超えない変更 () 度変更 パネル傾斜角 <input type="checkbox"/> 10 度を超えない変更 () 度変更

様式第 1 号の 3 (第 4 条の 2 関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所
 氏名 印
 電話番号
 [法人等にあつては、主たる事務所の
 所在地並びに名称及び代表者の氏名]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 11 条の規定により、建築物エネルギー消費性能確保計画 (非住宅部分に係る部分に限る。) の変更が同規則第 3 条 (同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。以下同じ。) の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 軽微な変更の内容
- 5 変更の内容が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等

() 建築士 () 登録第 号
 住所
 氏名 印
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 所在地
 名称 印

(本欄には記入しないでください。)

手数料欄		
受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 申請者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 申請書の大きさは A 4 サイズとすること。
- 5 第 2 面から第 5 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 1 の第 2 面から第 5 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えること。

様式第 1 号の 4 (第 4 条の 2 関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微変更該当証明書

第 年 月 日 号

様

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能確保計画（非住宅部分に係る部分に限る。）の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 3 条（同規則第 7 条第 2 項において読み替えて準用する場合を含む。）の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 3 建築物又はその部分の概要

(注) この証は、大切に保存しておいてください。

別記様式第 2 号中「第 5 条の」を「第 5 条第 1 項の」に、「第 4 条」を「第 26 条」に改め、同様式の次に次の 3 様式を加える。

様式第 2 号の 2 (第 5 条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書交付申請書

年 月 日

宮崎県知事 殿

申請者 住所
 氏名 印
 電話番号
 [法人等にあつては、主たる事務所の
 所在地並びに名称及び代表者の氏名]

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 29 条の規定により、建築物エネルギー消費性能向上計画の変更が同規則第 26 条の軽微な変更該当していることを証する書面の交付を申請します。

- 1 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定番号
 第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能向上計画の認定年月日
 年 月 日
- 3 認定に係る建築物の位置
- 4 変更の内容
- 5 変更の内容が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 26 条に規定する軽微な変更該当することを確認した建築士等
 () 建築士 () 登録第 号
 住所
 氏名 印
 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 所在地
 名称 印

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 申請者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 申請者の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 申請書の大きさは A 4 サイズとすること。
- 5 第 2 面から第 6 面までとして建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則別記様式第 33 の第 2 面から第 6 面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

様式第 2 号の 3 (第 5 条関係)

認定建築物エネルギー消費性能向上計画の軽微変更該当証明書

第 年 月 日

様

西臼杵支庁長
土木事務所長 印

下記による申請書に記載の建築物エネルギー消費性能向上計画の変更は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則第 26 条の軽微な変更該当していることを証明します。

記

- 1 申請年月日
年 月 日
- 2 認定に係る建築物の位置
- 3 建築物又はその部分の概要

(注) この証は、大切に保存しておいてください。

様式第 2 号の 4 (第 6 条関係)

建築物エネルギー消費性能基準適合状況報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

報告者 住所
氏名 印
電話番号

(法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 (第17条第1項 第21条第1項) の規定により報告の
求めのあった次の (建築物エネルギー消費性能確保計画 建築物のエネルギー消費性能の確保のための構造及び設備に関する計画) の状況について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 6 条第 1 項の規定により報告します。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書番号又は届出書の受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書交付年月日又は届出書の受付日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画又は届出に係る建築物の位置
- 4 報告内容

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備 考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 報告者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 報告者の氏名 (法人にあつてはその代表者の氏名) の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 報告書の大きさはA4 サイズとすること。

別記様式第 3 号中「第 6 条の」を「第 6 条第 2 項の」に改める。

別記様式第 4 号の次に次の 2 様式を加える。

様式第 4 号の 2（第 7 条の 2 関係）

是正に関する命令書

タ ツ
住所（所在地）
氏名（名称）

次の建築物又は建築物の部分のうち非住宅部分について、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第 14 条第 1 項の規定により是正するために必要な措置をとることを命じます。

年 月 日

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

- 1 建築主の氏名（名称）
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 3 命ずる措置
- 4 措置の期限

年 月 日

（教示）

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として（訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。）提起することができます。

様式第 4 号の 3 (第 7 条の 3 関係)

措置に関する命令書

タ ツ
住所 (所在地)
氏名 (名称)

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 第 16 条 第 1 項
第 19 条 第 2 項 の規定により指示の
のあった次の建築物について、同法 第 16 条 第 2 項
第 19 条 第 3 項 の規定により指示に係る措置をとる
ことを命じます。

年 月 日

西臼杵支庁長 印
土木事務所長

- 1 提出者又は届出者の氏名 (名称)
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画又は届出に係る建築物の位置
- 3 命ずる措置
- 4 措置の期限

年 月 日

(教示)

この処分に不服があるときは、この処分のあったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。処分の取消しの訴えは、処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、前記の審査請求をしたときには当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮崎県を被告として (訴訟において宮崎県を代表する者は、宮崎県知事となります。) 提起することができます。

別記様式第 5 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 5 号の 2 (第 9 条関係)

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく特定建築行為を取りやめる旨の申出書

年 月 日

宮崎県知事 殿

建築主 住所
氏名 印
電話番号
〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

建築物エネルギー消費性能確保計画に基づく特定建築行為を取りやめたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 9 条第 1 項の規定により申し出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書交付年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 取りやめる理由

(本欄には記入しないでください。)

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

(注)

- 1 建築主が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 建築主の氏名(法人にあつてはその代表者の氏名)の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 申出書の大きさは A 4 サイズとすること。

別記様式第 6 号中「第 9 条の」を「第 9 条第 2 項の」に改める。

別記様式第 7 号の次に次の 1 様式を加える。

様式第 7 号の 2（第 10 条の 2 関係）

建築物エネルギー消費性能確保計画取下げ届

年 月 日

宮崎県知事 殿

届出者 住所
氏名 印
電話番号

〔法人等にあつては、主たる事務所の
所在地並びに名称及び代表者の氏名〕

建築物エネルギー消費性能確保計画を取り下げたいので、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則第 10 条の 2 の規定により届け出ます。

- 1 建築物エネルギー消費性能確保計画受付番号
第 号
- 2 建築物エネルギー消費性能確保計画受付年月日
年 月 日
- 3 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物の位置
- 4 取り下げる理由

（本欄には記入しないでください。）

受付欄	決裁欄	備考
年 月 日		
第 号		
係員印		

（注）

- 1 届出者が法人である場合には、代表者の氏名を併せて記載すること。
- 2 届出者の氏名（法人にあつてはその代表者の氏名）の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
- 3 正副 2 部提出すること。
- 4 取下げ届の大きさは A4 サイズとすること。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年3月31日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 230号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款（平成8年宮崎県告示第515号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(前金払)	(前金払)
第34条 [略]	第34条 [略]
2～7 [略]	2～7 [略]
8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年 2.8パーセント</u> の割合（この場合における年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)	8 発注者は、受注者が第6項に規定する期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項に規定する期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、 <u>年 2.7パーセント</u> の割合（この場合における年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を請求することができる。 (履行遅滞の場合における損害金等)
第45条 [略]	第45条 [略]
2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年 2.8パーセント</u> の割合（この場合における年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。	2 前項の損害金の額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、 <u>年 2.7パーセント</u> の割合（この場合における年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額とする。
3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年 2.8パーセント</u> の割合（この場合における年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 (発注者の解除権)	3 発注者の責めに帰すべき事由により、第32条第2項（第38条において準用する場合を含む。）の規定による請負代金の支払が遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、 <u>年 2.7パーセント</u> の割合（この場合における年当たりの割合は、 <u>閏年の日を含む期間</u> についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の遅延利息の支払を発注者に請求することができる。 (発注者の解除権)
第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(5) [略] (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 ア・イ [略]	第46条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。 (1)～(5) [略] (6) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。 ア・イ [略] <u>ウ 役員等が、暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用したと認められるとき。</u>
ウ～オ [略]	エ～カ [略]
カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。	キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。

主 受注者が、アからオまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

（解除に伴う措置）

第49条 [略]

2 [略]

3 第1項の場合において、第34条（第40条において準用する場合を含む。）の規定による前払金があったときは、当該前払金の額（第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額）を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46条の3第2項各号に該当するときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～8 [略]

（賠償金等の徴収）

第51条 受注者がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から請負代金額支払の日まで年2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。以下この条において同じ。）で計算した利息を付した額と発注者の支払うべき請負代金額とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の規定により追徴する場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年2.8パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

附 則

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

人事委員会規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

宮崎県人事委員会委員長 村 社 秀 継

宮崎県人事委員会規則第27号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤勉手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
別表第1（第5条の3関係）					別表第1（第5条の3関係）				
組織区分	給料表	職		加算割合	組織区分	給料表	職		加算割合
知事 部局	行政 職	[略]		[略]	知事 部局	行政 職	[略]		[略]
		出先 機関	所長、院長、支庁長、 局長、場長、園長、校 長、次長、副院長、事				出先 機関	所長、院長、支庁長、 局長、場長、園長、校 長、次長、副院長、事	

[略]	務局長、事務長、副場長、副校長、部長	副所長、副園長、支所長、課長、センター長、支場長、駐在所長、教頭、教授、教務主幹、総務主幹	[略]	
				[略]
				[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	医療	[略]	[略]	[略]
	職（二）	出先	[略]	[略]
		機関	副所長、課長、教授、衛生管理指導主幹、主任専門員	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

県議会告示

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年 3 月31日

宮崎県議会議長 星 原 透

宮崎県議会告示第 1 号

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県議会の議員の資産等の公開に関する規程（平成 7 年宮崎県議会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前				改正後				
様式第 3 号（第 5 条関係）				様式第 3 号（第 5 条関係）				
[略]				[略]				
	区 分	所得金額	基因となった事実		区 分	所得金額	基因となった事実	
	[略]				[略]			
分離課税	[略]			分離課税	[略]			
	株式等の事業・譲渡・雑所得				一般株式等の事業・譲渡・雑所得			
	上場株式等の配当所得	[略]			上場株式等の事業・譲渡・雑所得			
	[略]				上場株式等の利子・配当所得	[略]		
	[略]				[略]			
	[略]				[略]			

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

